

令和元年度

行政監査結果報告書

八戸市監査委員

(令和2.2)

八 監 第 109 号  
令和2年2月6日

八戸市長  
小林 眞 様  
八戸市議会議長  
壬生 八十博 様  
八戸市教育委員会教育長  
伊藤 博 章 様

八戸市監査委員 早 狩 博 規

八戸市監査委員 小 原 隆 平

八戸市監査委員 立 花 敬 之

### 行政監査の結果報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、令和元年度行政監査を実施したので、  
同条第9項の規定により、その結果を報告します。

# 目 次

## ○ 行政監査結果報告

1	監査のテーマ	7
2	監査の目的	7
3	監査の期間	7
4	監査の対象	7
5	監査執行者	7
6	監査の方法	7
7	監査の着眼点	8
8	監査の概要	9
9	監査の結果	21

(注) 構成比率 (%) は、小数点以下第 2 位を四捨五入した。そのため、内訳の計が総計と一致しない場合がある。

## 1 監査のテーマ

AEDの設置及び管理状況について

## 2 監査の目的

AED（自動体外式除細動器）は、心停止状態になった者に対して、心電図を自動的に解析し、必要に応じて電氣的なショックを与えることで、救命率や社会復帰率の向上に効果があるとされており、平成16年7月に非医療従事者による使用が可能となったことから、公共施設を中心に普及が進んでいる。

厚生労働省からは、AEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどといった事態を防止するため、地方公共団体に対してAEDの適切な管理等を徹底するよう注意喚起がなされている。

そこで、市の施設におけるAEDの設置及び管理状況について適切に行われているかなどの検証を行い、今後のAEDの管理等の改善に資することを目的に監査を実施した。

## 3 監査の期間

令和元年8月23日から令和元年12月23日まで

## 4 監査の対象

AEDを設置している市の施設（指定管理者が管理を行う公の施設を含む。）を所管する部局（交通部及び市民病院の部局を除く。）並びに全庁的なAEDの普及促進を所管する健康部総合保健センター推進室を対象とした。

## 5 監査執行者

監査委員 早狩博規

監査委員 小原隆平

監査委員 立花敬之

## 6 監査の方法

監査対象部局に対し、調査票や関係書類の提出を求め、必要に応じて聞き取り調査を実施するとともに、抽出した施設において現地調査を行った。

## 7 監査の着眼点

- (1) A E Dの購入やリース契約などの導入方法は経済的・効率的に行われているか。
- (2) A E Dは適切な場所に設置されているか。
- (3) A E Dの日常的な点検管理は適切に行われているか。
- (4) 消耗品の交換などは適切に実施されているか。
- (5) A E Dの設置場所及び案内等は分かりやすく表示されているか。
- (6) A E Dの操作方法等に係る研修が効果的に行われているか。

## 8 監査の概要

調査票及び現地調査により調査した結果は、以下のとおりである。

### (1) 導入方法等について

AEDの購入又はリースについて、経済的・効率的に行われているか。また、実際に使用されたケースはどの程度あるか。

#### ア 導入方法・導入実施主体

	導入方法・導入実施主体	施設数	構成比
1	市がリース	209	94.6%
2	指定管理者がリース	6	2.7%
3	指定管理者が購入	4	1.8%
4	寄附	2	0.9%
	合 計	221	100.0%

AEDの導入方法及び導入実施主体は、市がリースにより導入した施設が最も多く 209 施設 (94.6%)、次いで指定管理者がリースにより導入した施設が6施設 (2.7%) であった。

#### イ 導入方法

	導入方法	施設数	構成比
1	リース	215	97.3%
2	購入	4	1.8%
3	寄附	2	0.9%
	合 計	221	100.0%

AEDの導入方法は、リースが215施設 (97.3%) と最も多く、次いで購入4施設 (1.8%)、寄附2施設 (0.9%) となっている。

#### ウ AEDの導入実施主体

	実施主体名	施設数	構成比
1	市	209	94.6%
2	指定管理者	10	4.5%
3	その他から寄附	2	0.9%
	合 計	221	100.0%

AEDの導入実施主体は、市が209施設 (94.6%) と最も多く、次いで指定管理者10施設 (4.5%)、寄附2施設 (0.9%) となっている。

## エ リース契約による導入金額（設置年度別の1台当たりのリース月額）

設置年度	契約台数	契約金額 (月額：円)	1台当たりの リース月額（円）
平成26年度	4	25,887	6,471
平成27年度	102	607,557	5,956
平成28年度	45	267,543	5,945
平成29年度	58	341,928	5,895
平成30年度	4	23,803	5,950

※1 リース契約には、バッテリー、電極パッドの交換及びAED本体のメンテナンスの費用が含まれている。

※2 購入1台当たりの平均は、330,480円である。（バッテリー、電極パッドを含む。）

## オ 使用実績

	使用実績	施設数	構成比
1	使用実績なし	211	95.5%
2	使用実績あり（1回）	6	2.7%
3	使用実績あり（2回以上）	4	1.8%
	合計	221	100.0%

AEDの使用実績があった施設は10施設（4.5%）であり、そのうち4施設（1.8%）においては2回以上の使用実績があった。なお、使用実績にはAEDの解析により電気ショックが必要ないと判断されたものを含んでいる。

## カ 使用実績があった施設及び使用回数

	施設名称	使用回数
1	新井田インドアリンク	3
2	八戸市公会堂	2
3	南部山健康運動センター	2
4	南郷屋内温水プール	2
5	八戸市庁	1
6	八戸市休日夜間急病診療所	1
7	旭ヶ丘小学校	1
8	南浜公民館	1
9	白山台公民館	1
10	柏崎公民館	1
	合計	15



## (2) 設置場所について

AEDの施設内での配置方法については、「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインの公表について」（令和元年5月17日付け厚生労働省公表）において、AEDの適正配置に関するガイドライン補訂版（以下「ガイドライン」という。）が公表され、その中では一般人が心停止を目撃してから、119番通報までに2、3分を要することが示されており、電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれ、心停止から5分以内に電気ショックが可能な配置として、現場から片道1分以内の密度で配置することとされている。

今回の調査では、スポーツ関連施設や学校の体育館、グラウンド、プール、スポーツジムなど、運動負荷中の心停止の発生の可能性が高く、アクセスを考慮する必要がある場所について、また、1階から最上階まで階段で1分を超えると予想される5階以上の建物について調査した。

また、「寒冷な環境下における自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等について」（平成26年12月18日付け厚生労働省通知）のとおり、AEDは、気温が氷点下になるなど寒冷な環境下においては正しく作動しない可能性があることから、そのような状況が想定される場所に設置する場合には適切な保管方法が求められている。

### ア 体育館、グラウンド、プール、スポーツジムからAEDへのアクセス

	設置状況	施設数	構成比
1	体育館、グラウンド、プール、スポーツジムのいずれの設備からも片道1分以内で取りに行ける	54	58.1%
2	一部の設備から片道1分を超える	39	41.9%
3	すべての設備から片道1分を超える	0	0.0%
	合計	93	100.0%

上記のスポーツ設備のいずれからも片道1分以内で取りに行ける施設が最も多く54施設（58.1%）、次いで一部の設備から1分を超える施設が39施設（41.9%）であった。

### イ 5階以上の建物でのAEDの配置の工夫（複数回答可）

	設置状況	施設数	構成比
1	複数の階に設置している	2	25.0%
2	エレベーターや階段付近に設置している	2	25.0%
3	真中近くの階に設置している	1	12.5%
4	特に対策をとっていない	3	37.5%
	合計	8	100.0%

複数の階に設置している施設が2施設（25.0%）、エレベーターや階段近くに設置している施設が2施設（25.0%）であったが、特に対策をとっていない施設が3施設（37.5%）あった。

### ウ AEDの屋外設置の状況

	設置状況	施設数	構成比
1	屋外設置なし	220	99.5%
2	屋外に設置している	1	0.5%
	合計	221	100.0%

屋外にAEDを設置している施設は1施設（0.5%）であった。なお、当該施設では、低温対策と

して、冬季間は別の場所に保管している。

エ 設置場所からの取り出しやすさ（現地調査では、46 施設を抽出して現地で現場の状況を確認した。以下「現地調査」という。）

	取り出しやすさ	施設数	構成比
1	すぐに取り出せる	45	97.8%
2	周りに物があり、取り出しにくい	1	2.2%
	合 計	46	100.0%

設置場所からAEDをすぐに取り出せる施設が 45 施設（97.8%）で、周りに物があり取り出しにくい施設が 1 施設（2.2%）であった。

オ 設置場所

	設 置 場 所	施設数	構成比
1	玄関等施設の入口	116	52.5%
2	事務室	37	16.7%
3	通路・廊下	27	12.2%
4	会議室等	16	7.2%
5	保健室、医務室	13	5.9%
6	職員室	10	4.5%
7	体育館	1	0.5%
8	プール	1	0.5%
	合 計	221	100.0%

設置場所については、玄関等施設の入口が最も多く 116 施設（52.5%）、次いで事務室が 37 施設（16.7%）、通路・廊下が 27 施設（12.2%）であった。

カ トラブルの状況

	内 容	施設数	構成比
1	トラブルなし	215	97.3%
2	電極パッドの不良	1	0.5%
3	バッテリーの不良	1	0.5%
4	その他のトラブル	4	1.8%
	合 計	221	100.0%

AEDのトラブルの状況については、トラブルなしが最も多く 215 施設（97.3%）、次いでその他のトラブルが 4 施設（1.8%）であった。

なお、その他のトラブルは、すべて冬季の低温による動作不良であった。

### (3) 日常点検について

AEDの日常点検については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（平成21年4月16日付け厚生労働省通知（平成25年9月27日再通知））において、AEDの日常点検を実施する者として「点検担当者」を配置すること及び点検担当者によるAEDの本体のインジケータのランプの色や表示の確認（AEDには、本体の機能チェックを自動的に行い、問題を認めた場合には、インジケータのランプの色や画面の表示によりその異常を知らせる自動診断機能がある。）及び記録をすることが求められている。

また、同通知のQ&Aにおいて、点検記録は直近の1ヶ月程度を目安に保管することが望ましいとされている。

#### ア 日常点検の頻度

	点検の頻度	施設数	構成比
1	毎日	126	57.0%
	小計（毎日点検している施設）	126	57.0%
2	週1回	22	10.0%
3	月2回	3	1.4%
4	月1回	24	10.9%
5	年4回	10	4.5%
6	年1回	22	10.0%
	小計（毎日ではないが点検をしている施設）	81	36.7%
7	点検していない	14	6.3%
	合計	221	100.0%

日常点検の頻度については、毎日点検している施設が最も多く126施設（57.0%）、毎日ではないが点検している施設が81施設（36.7%）、点検していない施設が14施設（6.3%）であった。

#### イ 日常点検の記録

	記録方法	施設数	構成比
1	付けている	128	61.8%
2	付けていない	79	38.2%
	合計	207	100.0%

日常点検を実施している施設のうち、点検記録を付けている施設が128施設（61.8%）、付けていない施設が79施設（38.2%）であった。

#### ウ 点検記録の保管状況

	保 管 期 間	施設数	構成比
1	1年以上	94	73.4%
2	1ヶ月以上1年未満	27	21.1%
3	1ヶ月未満	5	3.9%
4	保管していない	2	1.6%
	合 計	128	100.0%

点検記録を付けている施設のうち、保管期間が1年以上の施設が最も多く94施設（73.4%）、次いで保管期間が1ヶ月以上1年未満の施設が27施設（21.1%）、保管期間が1ヶ月未満の施設が5施設（3.9%）、保管していない施設が2施設（1.6%）であった。

#### (4) 消耗品の管理について

消耗品（電極パッド、バッテリー）の使用期限の管理については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（平成21年4月16日付け厚生労働省通知（平成25年9月27日再通知））において、製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施するよう求められている。

##### ア 消耗品の交換

	交換方法	施設数	構成比
1	リース業者が交換	158	71.5%
2	リース業者から郵送されるものを職員が交換	55	24.9%
3	消耗品として購入し、職員が交換	6	2.7%
4	その他	2	0.9%
	合計	221	100.0%

消耗品の交換については、リース業者が交換している施設が最も多く158施設（71.5%）、次いでリース業者から郵送されるものを職員が交換している施設が55施設（24.9%）、消耗品として購入し、職員が交換している施設が6施設（2.7%）で、その他2施設（0.9%）は、リース業者と職員の両者が交換している施設と、設置されたばかりでまだ交換していない施設であった。

##### イ 電極パッドの交換時期の把握

	交換時期の把握	施設数	構成比
1	施設職員が把握している	149	67.4%
2	リース業者からの連絡で把握している	67	30.3%
3	把握していない	4	1.8%
4	その他	1	0.5%
	合計	221	100.0%

電極パッドの交換時期については、施設職員が把握している施設が最も多く149施設（67.4%）、次いでリース業者からの連絡で把握している施設が67施設（30.3%）、把握していない施設が4施設（1.8%）で、その他1施設（0.5%）は、所管課からの指示により確認していた。

##### ウ 電極パッドの交換時期の把握方法（複数回答可）

	交換時期の把握方法	施設数	構成比
1	日常点検時の表示ラベルで確認	116	54.5%
2	本体に記入の使用期限で確認	58	27.2%
3	管理台帳等	39	18.3%
	合計	213	100.0%

※ 上記の表イにおいて「1 施設職員が把握している」とした施設を対象に調査を実施したが、複数回答可としたため、合計数が対象施設数（149施設）と一致しない。

電極パッドの交換時期については、日常点検時の表示ラベルで確認している施設が最も多く 116 施設 (54.5%)、次いで本体に記入の使用期限で確認している施設が 58 施設 (27.2%)、管理台帳等で管理している施設が 39 施設 (18.3%) であった。

#### エ 電極パッドの交換時期等（現地調査）

	交換時期等	施設数	構成比
1	使用期限内であり、表示ラベルも正しく記載されている	40	87.0%
2	使用期限内であるが、表示ラベルが更新されていない	5	10.9%
3	使用期限を超過している	1	2.2%
	合計	46	100.0%

電極パッドについては、使用期限内であり、表示ラベルも正しく記載されている施設が最も多く 40 施設 (87.0%)、次いで使用期限内であるが、表示ラベルが更新されていない施設が 5 施設 (10.9%)、使用期限を超過している施設が 1 施設 (2.2%) であった。

#### オ バッテリーの交換時期等（現地調査）

	交換時期等	施設数	構成比
1	使用期限内であり、表示ラベルも正しく記載されている	42	91.3%
2	使用期限内であるが、表示ラベルが更新されていない	4	8.7%
3	使用期限を超過している	0	0.0%
	合計	46	100.0%

バッテリーの使用期限を超過している施設はなかったが、表示ラベルが更新されていない施設が 4 施設 (8.7%) あった。

#### カ AED本体の更新時期等（現地調査）

	更新時期等	施設数	構成比
1	耐用期間内であり、表示ラベルも正しく記載されている	45	97.8%
2	耐用期間内であるが、表示ラベルの購入年月日が記入されていない	1	2.2%
3	耐用期間を超過している	0	0.0%
	合計	46	100.0%

AED本体の耐用期間を超過している施設はなかったが、表示ラベルの購入年月日が記入されていない施設が 1 施設 (2.2%) あった。

## (5) 設置場所の案内表示について

設置場所の案内表示については、「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について」（平成27年8月25日付け厚生労働省通知）において、AEDが必要な時に施設外からもAEDを設置している場所にたどり着けるよう、この施設がAEDを設置している旨のステッカーを施設の入口に表示すること、施設内ではAEDの設置場所まで誘導する案内表示を置くことなどが求められている。

### ア 施設入口におけるAED設置施設である旨の表示の状況

	設置施設表示の状況	施設数	構成比
1	表示している	173	78.3%
2	表示していない	48	21.7%
	合計	221	100.0%

施設入口における設置施設の表示をしている施設が173施設（78.3%）であり、48施設（21.7%）で表示していなかった。

### イ フロアマップ（館内案内図等）への設置表示の状況（現地調査）

	設置場所表示の状況	施設数	構成比
1	表示している	9	34.6%
2	表示していない	17	65.4%
	合計	26	100.0%

※ 現地調査を行った施設のうち、フロアマップがある施設を対象とした。

フロアマップへ表示していない施設が17施設（65.4%）、表示している施設が9施設（34.6%）であった。

### ウ 設置場所までの誘導表示の状況

	誘導表示の状況	施設数	構成比
1	表示している	79	35.7%
2	表示していない	142	64.3%
	合計	221	100.0%

設置場所までの誘導表示をしていない施設が142施設（64.3%）、表示している施設が79施設（35.7%）であった。

### エ 設置場所付近の案内表示の状況

	案内表示の状況	施設数	構成比
1	表示している	180	81.4%
2	表示していない	41	18.6%
	合計	221	100.0%

設置場所付近の案内表示をしている施設が180施設（81.4%）、表示していない施設は41施設（18.6%）であった。

(6) ホームページでの情報提供について

AEDの配置情報の公開については、ガイドラインにおいて、地域のAED設置情報を積極的に日本救急医療財団や地方公共団体が運営するAEDマップに登録し、住民に情報提供することが望ましいとされている。

ア 日本救急医療財団のホームページ（全国AEDマップ）への登録内容の状況

	登録の状況	施設数	構成比
1	登録しており設置場所の表示も正しくされている	24	10.9%
2	登録しているが設置場所の表示が実際とは異なっている	4	1.8%
3	登録していない	193	87.3%
	合計	221	100.0%

日本救急医療財団のホームページ（全国AEDマップ）に登録していない施設が最も多く193施設（87.3%）、次いで登録しており設置場所の表示も正しくされている施設が24施設（10.9%）、登録した場所の表示が実際とは異なっている施設が4施設（1.8%）であった。

イ 市のホームページ（八戸市AEDマップ）への登録の状況

	登録の状況	施設数	構成比
1	登録している	200	90.5%
2	登録していない	21	9.5%
	合計	221	100.0%

八戸市のホームページ（八戸市AEDマップ）へ登録している施設が200施設（90.5%）、登録していない施設が21施設（9.5%）であった。



(7) 操作方法の習得について

AED設置施設関係者に対する教育と訓練については、ガイドラインにおいて、AED設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておく必要があるとされている。

ア AED設置施設での操作方法の受講状況

	操作方法の受講状況	施設数	構成比	受講者数(人)
1	全員受講している	90	40.7%	969
2	半数以上受講している	87	39.4%	1,268
3	受講者が半数未満である	35	15.8%	151
4	全員受講していない	9	4.1%	0
	合計	221	100.0%	2,388

※ 臨時職員、指定管理者職員等を含む全職員を対象とし、修了証等の交付を伴わない、AEDの操作等に特化した短時間の研修も含めて受講したことのある職員を対象とした。

全員受講している施設が最も多く 90 施設 (40.7%)、次いで半数以上受講している施設が 87 施設 (39.4%) であり、全員受講していない施設が 9 施設 (4.1%) あった。

なお、AED設置施設職員の操作方法の受講者の割合は 75.2%であった。

イ 研修等の受講機会の提供状況

	受講機会の提供状況	施設数	構成比
1	施設自らが研修等を企画している	112	50.7%
2	他の機関等での研修等を受講している	100	45.2%
3	研修等を受講していない	9	4.1%
	合計	221	100.0%

施設自らが研修等を企画している施設が 112 施設 (50.7%)、他の機関等での研修等を受講している施設は 100 施設 (45.2%) であった。

【参考：市職員のAEDの操作方法の受講状況】

○ 市職員の講習受講状況

	操作方法の受講状況	課(室)数	構成比	受講者数(人)
1	全員受講している	2	2.4%	2
2	半数以上受講している	35	42.2%	326
3	受講者が半数未満である	38	45.8%	181
4	全員受講していない	8	9.6%	0
	合計	83	100.0%	509

※ 普通救命講習・赤十字救急法講習等の修了証等の交付を伴う講習の受講状況を調査した。

受講者が半数未満であるが最も多く 38 課(室)、次いで半数以上受講しているが 35 課(室)、全員受講していないは 8 課(室)であった。

なお、市職員の操作方法の受講者の割合は 40.0%であった。

## (8) 指定管理者への指導について

指定管理者への指導については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（平成 21 年 4 月 16 日付け厚生労働省通知（平成 25 年 9 月 27 日再通知））において、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校等に設置・管理している AED について、適切な管理等が徹底されるよう求められており、指定管理者制度を導入している施設所管課においては、当該指定管理者に対し、その内容を周知する必要がある。

### ア AEDの管理等の周知状況

	周知状況	施設数	構成比
1	文書で通知している	28	33.3%
2	口頭で周知している	16	19.0%
3	周知していない	40	47.6%
	合計	84	100.0%

AEDの管理等の周知をしていない施設が最も多く 40 施設（47.6%）、次いで文書で通知している施設が 28 施設（33.3%）、口頭で周知している施設が 16 施設（19.0%）であった。

### イ AED講習の周知状況

	周知状況	施設数	構成比
1	文書で通知している	4	4.8%
2	口頭で周知している	6	7.1%
3	周知していない	74	88.1%
	合計	84	100.0%

AED講習の周知をしていない施設が最も多く 74 施設（88.1%）、次いで口頭で周知している施設が 6 施設（7.1%）、文書で通知している施設が 4 施設（4.8%）であった。

## 9 監査の結果

監査の結果、おおむね適切に設置及び管理が行われていると認められたが、一部検討を要する事項も見受けられた。

なお、監査の際に見受けられた改善すべき事項及び検討すべき事項は次のとおりである。

### (1) 導入方法について

ほとんどが総合保健センター推進室のリース契約により一括管理され、経済的、効率的に導入されていた。今後ともAEDを導入するにあたっては、耐用年数内の消耗品の交換費用やメンテナンス費用等も含めた総コストを勘案した上で購入とリース契約との比較を行い、経済的かつ効率的な調達に努められたい。

### (2) 設置場所について

心停止のリスクの高い場所（体育館、グラウンド、プール等）からAEDが設置されている場所までの所要時間が、ガイドラインが示す現場から片道1分以内に配置されていない施設が見受けられた。ガイドラインでは、心停止発生から長くても5分以内にAEDを装着できる体制が望まれていることから、各施設においては、ガイドラインを踏まえ、心停止のリスクの高い場所を念頭に置いた設置場所の検証及び大規模施設における追加設置等について検討されたい。

また、冬季の低温時にAEDが動作不良となるトラブルが発生している例もあることから、低温となる場所にAEDを設置している施設においては、冬季の適切な保管方法について検討されたい。

### (3) 日常点検について

AEDの日常点検を行っていない施設や、点検結果の記録が行われていない施設が見受けられた。当市においては、全庁的なAEDの普及促進を所管する総合保健センター推進室からAED設置施設所管課長あてに「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理について」が通知され、その中で「日常点検チェックリスト」が参考として示されており、AED使用の必要性が生じた際に正常な状態で活用できるよう、日常点検に万全を期されたい。

### (4) 消耗品の管理について

電極パッドなどの消耗品について、交換時期を把握していない施設や使用期限を経過しているものが一部見受けられた。また、消耗品を交換する際、次回の交換時期を表示ラベルに記載する必要があるが、更新されていないものが見受けられた。

AEDをリースにより導入している施設においては、消耗品の交換をリース業者任せにしている例が多く見られたが、使用期限を経過することにより、正常に作動しない場合や十分な効果が得られない場合もあり得ることから、施設の職員が日頃から表示ラベルの記載を基に交換時期等を把握し、適切に管理を行われたい。

### (5) 設置場所の案内表示について

多くの施設において施設入口に設置の表示はあったものの、設置場所までの案内表示をしていないものが見受けられたことから、下記の点に留意して表示を工夫するなど緊急時に設置場所がすぐに認

識できるよう工夫されたい。

ア 入口にAED設置施設である旨を表示し、併せてその設置場所（階数・設置位置など）を記載する。

イ 施設利用者の主な活動場所や、体育館・プール等の心停止のリスクがある場所からAED設置場所へ誘導するための案内板等を設置する。

ウ 館内案内図、フロアマップ、エレベーター内パネル等に設置場所を表示する。

エ AEDは見やすい場所に配置し、設置していることを目立たせる位置案内のサインボードなどを掲示する。

#### (6) ホームページでの情報提供について

AEDの設置情報については、ほとんどの施設が市のホームページへ登録が行われていたものの、厚生労働省のガイドラインにおいて推奨されている一般財団法人日本救急医療財団のホームページへの登録が行われていない施設が多く見受けられた。また、同財団のホームページへ登録が行われているものの、設置位置が正確でないものや、登録情報を更新していないものも見受けられた。

市民や救急医療に関わる機関があらかじめAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、市及び同財団のホームページへ未登録の施設においては、積極的に登録するとともに、既に登録している施設においては、登録内容の確認を行い、より正確な登録情報となるよう努められたい。

#### (7) 操作方法の習得について

AEDの操作方法等の研修を実施していない施設が一部に見受けられた。危急の事態に速やかに対応するためには、操作方法の習得が必要不可欠であり、更には、一度だけの研修ではなく、反復かつ継続して行われることが重要であることから、職員等が継続的に研修を受講できる環境づくりに努められたい。

#### (8) 指定管理者への指導について

所管課からAEDを設置している施設の指定管理者に対し、その管理、点検、記録及び操作方法の習得等について、指導等連携が十分とられていない例が見受けられた。

AEDの管理等については、指定管理施設の包括協定書等で必要な事項を定めておくなどAEDの適切な維持管理についての指導を検討されたい。

### まとめ

AEDは、突然の心停止の際における救命はもとより、その後の社会復帰につながる点で優れた効果を発揮するものであり、全国的にAEDの普及が進んでいる。当市の施設においては、平成18年度からAEDの設置が始まり、平成20年度には市職員互助会からの寄附（100台）などがあり、現在では200施設以上に設置されている。

今回の行政監査は、AEDの設置及びその管理状況について適切に行われているかなどの検証を行い、今後の適切なAEDの管理等に資することを目的に実施したものである。

その結果は、上述のとおり、おおむね適切に行われているものと認められたが、直ちに支障があるものではないものの、一部検討を要する事項も見受けられた。

市の施設においてAEDが適切に管理され、不測の事態に即応できる体制が構築されることは、市民の安全・安心の確保に寄与するものであることから、AEDを設置している市の施設においては、厚生労働省や日本救急医療財団からの通知等の内容を再確認し、その管理等を適切に行うよう努められたい。

今回の監査結果がAEDを設置している各施設において十分に活かされ、設置されたAEDを常に良好な状態で維持管理し、危急の際の救命措置が迅速かつ円滑に行えるよう職員等の研修の充実を図るなど積極的に取り組んでいくことを切に望むものである。